

質問に対する回答書

火の山屋外展望デッキ設計競技に関して質問がありましたので次のとおり回答します。
(9月14日～9月22日質問分)

番号	質問	回答
9	<p>事務所等は、(1)～(8)の全ての条件を満たす者との記載がありますが、事務所等は2社の共同体(JV)とすることは可能でしょうか。</p> <p>また、共同体での参加が可能な場合、そのうちの1社が(8)の条件を満たしていれば問題ないと考えて宜しいでしょうか。</p> <p>(※想定しているケース) 応募を予定している40歳以下設計者が主催する設計事務所では(8)の条件を満たしていないため、(8)の条件を満たす設計事務所との共同体を組むことで参加を可能としたい。</p>	<p>共同体の全ての構成員が応募資格を満たす場合は共同体として提案することが可能です。共同体構成員のうち、1者でも応募資格を満たしていない場合は、共同体として提案することはできません。</p> <p>ただし、条件を満たしていない設計事務所所属の提案者が条件を満たす設計事務所と共同で提案することは可能です。</p> <p>この場合、契約については(質疑回答(第1回))番号7を参照してください。</p>
10	<p>募集要綱 4. 応募資格(8)元請として公共建築工事の実施設計業務を行い、引き渡した実績があること。についてです。「事務所等は、以下のすべての条件を満たす者」とございます。設計事務所として、上記(8)の条件を満たし、事務所の開設者や管理建築士でない40歳以下の所属建築士が、様式1の代表者となることは可能でしょうか。</p>	<p>40歳以下の一級建築士であれば、所属する設計事務所での役職等にかかわらず提案者の代表者となることは可能です。</p>
11	<p>募集要綱 4. 応募資格(8)元請として公共建築工事の実施設計業務を行い、引き渡した実績があること。についてです。</p> <p>認可保育園(建築主は児童福祉法人。ただし、行政選定の保育園事業者選定プロポーザルを経ての実施設計)の業務は(8)の条件を満たすでしょうか。</p>	<p>国又は地方公共団体が発注する工事の実施設計を公共建築工事の実績として取り扱います。</p> <p>ご質問の業務が上記を満たしているのであれば、実績として取り扱います。</p>
12	<p>募集要綱 4. 応募資格(8)元請として公共建築工事の実施設計業務を行い、引き渡した実績があること。についてです。</p> <p>公共建築工事に工作物は含まれますでしょうか。</p>	<p>公共建築工事の実績は建築物が対象です。工作物は実績に含みません。</p>
13	<p>提案者の所属していない、事務所と共同で実施予定です。</p> <p>共同事務所の条件として、(8)平成19年4月1日以降に、元請として公共建築工事の実施設計を行い、引き渡した実績があること。とありますが、2022年に一級建築士事務所を個人から合同会社へ変更しましたが、実績については個人事務所のものを引継げると考えて問題ありませんでしょうか。</p>	<p>個人事業主から法人化した場合は実績として認めます。</p>
14	<p>応募資格(8)の公共工事の実施設計業務に実績に関して、町内会が施主となる町会・自治会集会施設は公共工事としてお示しすることは可能でしょうか。</p>	<p>国又は地方公共団体が発注する工事の実施設計を公共建築工事の実績として取り扱います。</p> <p>ご質問の業務が上記を満たしているのであれば、実績として取り扱います。</p>
15	<p>応募資格(8)において、実施設計業務の完了は作品受付締切に完了していれば良いということでしょうか。また引渡しとは実施設計業務の完了ということでしょうか。</p>	<p>作品受付締切までに完了した実施設計業務を実績として取り扱います。</p> <p>この場合、参加表明書の添付書類には業務の契約書等の写しを添付してください。その後、提案作品の提出時に実績を確認できる書類の写しを提出してください。</p>
16	<p>募集要綱「4. 応募資格(8)」の実績は前所属事務所にて管理技術者として履行した業務を含めてもよろしいでしょうか。</p>	<p>4. 応募資格(8)は事務所等の要件です。提案者が現在所属している又は、共同で実施しようとする事務所等にも実績が無い場合は認められません。</p>

17	<p>「実績を有する建築士事務所」と「実績を有しない建築士事務所」で構成される設計共同体による応募及び契約締結は可能でしょうか。</p> <p>可能な場合、参加表明書の【事務所等情報】の欄は「実績を有する建築士事務所」のみの情報を記入したらよいでしょうか。もしくは共同体による応募の書式指定はございますでしょうか。</p>	<p>「実績を有する建築士事務所」と「実績を有しない建築士事務所」で構成される設計共同体としての応募はできません。</p> <p>契約締結については、(質疑回答(第1回))番号7を参照してください。</p>
18	<p>4. 応募資格(8)の元請けとしての実績についてですが、JVの代表ではなくJVの構成員としての実施設計業務の実績は認められますか。</p>	<p>共同設計業務(同業種間の設計共同体)及びJV業務(異業種間の設計共同体)による実績は共に含みません。</p>
19	<p>提案に関する質疑受付の期限を延長して頂くことは可能か。</p>	<p>提案に関する質疑期間の延長はおこないません。</p>
20	<p>募集要綱4(8)平成19年4月1日以降に、元請として公共建築工事の実施設計業務を行い、引き渡した実績があることとありますが、前職での実績を認めて頂くことは可能でしょうか？</p>	<p>4. 応募資格(8)は事務所等の要件です。提案者が現在所属している又は、共同で実施しようとする事務所等に実績が無い場合は認められません。</p>